



JAL不当解雇撤回ニュース

No401号 2014.10.06
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekai.com>

逆転勝利めざして奮闘中!

8月22日には客乗、9月3日にはパイロットと、それぞれ上告理由書を提出。法廷闘争の場はいよいよ最高裁へと移ります。また、8月28日には「スト権を立てたら3,500億円は出資しない」と管財人がウソをつきスト権投票に介入した行為は不当労働行為であるとする地裁判決が示されました(不当労働行為一行訴訟の判決)。不当解雇事件で高裁は「管財人は絶対」と持ち上げましたが、弁護士でもある管財人は「万能」でもなく「善人」でもありませんでした。原告団はこの勝利判決ではずみをつけ、各団体・労組の大会や集会での支援の訴え、宣伝行動や署名の取り組みなど、連日精力的に行動しています。以下、主な活動を紹介いたします。

9月3日 東京地裁・高裁前宣伝にJALプラザ前宣伝



【写真】福岡からも参加。JALプラザ前宣伝(9月3日)

に対し、労基署が出した判断＝「症状固定、給付打ち切り」の決定が不当であるとし裁判を闘っています。

今回口頭弁論にも多くの方が傍聴に駆けつけ、報告集会まで参加して頂きました。本当にありがとうございます。次回期日は、12月17日(水)10時20分～東京地裁527号法廷です。引き続きご支援をお願いします。

9月3日の東京地裁・高裁前での宣伝行動、およびJALプラザ前宣伝行動には福岡支援共闘より九交運の代表が駆けつけてくれました。当日の宣伝行動は、8月28日、不当労働行為裁判で勝利判を決引き出した勢いもあり、大人数で、元気いっぱいの宣伝行動となりました。

9月10日 倉町労災裁判

9月10日は不当解雇撤回裁判の原告でもある倉町さんの労災裁判。倉町さんは、緊急脱出訓練の際に起きた労災



【写真】倉町労災裁判の報告集会にて

9月11日 日航本社前宣伝・要請行動

9月11日は、不当労働行為裁判勝利判決後2回目のJAL本社前要請行動です。

ウソまでついて不当労働行為をし、整理解雇に持ち込んだことは地裁判決という形で明白にされました。不当解雇を撤回するとともに、不当労働行為を認めて謝罪し、労使関係の正常化を図れと多くの参加者がマイクを手に訴えました。また原告も最高裁の判断を待つのではなく、職場復帰に向けた自主交渉で早期に解決を図れと訴えました。

要請行動では前回に引き続き、玄関先だけの対応では済まされないと、本社ビル1階にも入り要請。玄関先と合わせ2ヵ所での同時要請となりました。



【写真】1階のロビーにて要請。背を向けている3人が対応する日航の管理職



9月13日 岡山で宣伝行動

9月13日、岡山駅前で宣伝行動が実施されました。在住の原告がいない岡山ですが、日航の争議を支援する多くの労働組合が結集し、独自チラシを作成して宣伝行動。駅頭宣伝と合わせ最高裁宛て署名への協力を訴えました。

9月17日 キャラバンが出発

9月17日、近畿・東海キャラバンが始まりました。2年前のキャラバンと同様、姫路駅で出発集会と宣伝行動を実施。初日は姫路～加古川～明石～神戸～三ノ宮と神戸市内を中心に宣伝行動を実施するとともに、各団体へのオルグ活動、地元選出国會議員の事務所を訪問し、争議解決に向けての協力要請を実施しました。

【写真】岡山での宣伝行動。多くの方が署名にも協力してくれました

実施するとともに、各団体へのオルグ活動、地元選出国會議員の事務所を訪問し、争議解決に向けての協力要請を実施しました。

9月17日 JAL 争議支援兵庫連絡会がシンポジウム

キャラバン初日の最後の行動は、JAL 争議支援兵庫連絡会が主催するシンポジウムです。不当解雇事件とともに今職場で起きている安全問題などをテーマに原告のパネルディスカッションを行い、安全を守るためにも不当解雇事件の早期解決の必要性を明らかにしました。また会場では争議支援の物販実施。多くの方に協力をいただきました。



【写真】キャラバン初日の9月17日、兵庫支援共闘が主催しシンポジウムが開催された

9月23日 羽田空港で宣伝

9月23日の秋分の日、羽田空港のターミナルにて日航を利用されるお客様にチラシの配布を実施。祝日で利用客も多く、多くのお客様に受け取って頂きました

9月25日 「支援機構」に申し入れ

企業再生支援機構 8月28日の不当労働行為事件の勝利判決を踏まえ、不当労働行為を行った管財人代理を派遣した企業再生支援機構(改組して現在は地域経済活性化支援機構)に要請行動を実施。判決に対する見解と今後の対応等を示すよう申し入れました。



【写真】9月23日の秋分の日、羽田空港で日本航空を利用するお客様にチラシを配布